



# 6

## 日本国憲法とミドルパワーとしての 日本の役割

---

中川 正春

## はじめに

第二次世界大戦後の米国占領下で作られた日本国憲法に対して、自主憲法論を含め様々な意見があることは事実だ。しかし、戦後から今に至るまで、この憲法の掲げる平和主義、民主主義、人権の尊重という普遍的価値の目標のもとに歩んできた日本の姿は、現行憲法を肯定的に評価することに繋がっている。時代が変化する中で、憲法改正の議論はあっても、改めて自主憲法を制定すべきという議論には、立憲民主党は与しない。

## これまでの経緯、現状および課題

憲法第9条は戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を規定している。しかし、日本の歴代政権は、憲法制定当初からこの条文が自衛権までを否定するものではないと解釈してきた。朝鮮戦争が始まり、周辺情勢が不安定になる中、日本政府はその解釈に従い警察予備隊を設置し、後に自衛隊と名称を変えて、実質的な軍事力の再構築を図ってきた。同時に、日米安全保障条約の締結により、米国の日本に対する防衛義務が明確化された。日本の国家としての防衛体制は、必要最小限度の自衛力を持ちつつ専守防衛に徹し、あとは米国の拡大抑止に依存することを基本とした。その見返りに、米国が極東安全保障戦略を進めるため、日本国内の米軍基地を使用することを米国に認めることとした。

政府は、日本も主権国家として国際法の定める自衛権を当然有しているという前提に立った上で、憲法第9条下においても

個別的自衛権の行使まで否定されているわけではなく、必要最小限度の自衛力の保持は認められるとの解釈により自衛隊を運用してきた。ただし、日本の防衛戦略の姿勢として専守防衛を定め、個別的自衛権の範疇に限った自衛隊の運用にとどめ、集団的自衛権にはコミットしないこととしてきた。その後、安全保障関連法が成立するまで長期にわたり一貫して、この憲法解釈にもとづいて、安全保障にかかる国会議論が行われてきた。

では、憲法第9条で定められた抑制的な日本の安全保障の枠組みは、これまでどのような役割を果たしてきたのだろうか。結論から言えば、戦後の日本を平和裏に、経済復興とその発展に特化できる形で導いてきたという点において、憲法およびその歴代政権の解釈・運用は、日本にとって概ね良いものであったと評価する。

その果たしてきた役割は大きく3つに集約できると考える。

第一に、日本国憲法は、周辺諸国の日本に対する信頼を醸成する基本的な役割を果たした。西欧列国の植民地主義に肩を並べるように、戦前の日本が朝鮮半島や台湾を植民地化し、さらに満州や東南アジアに進出を試みていた最中に、日本は敗戦を迎えた。戦後の日本が真に平和と民主主義を基調にした国家として生まれ変わるのかどうか疑心暗鬼になっている周辺国に対して、日本は、憲法に貫かれた平和主義という理念により、専守防衛に徹することを説明して、その信頼を得る努力をしてきた。

第二に、米国との安保条約の締結によって、日本の防衛予算を必要最小限に抑え

ることができた。日本国内の基地使用を米国に認め、極東の安全保障戦略の拠点を提供し、その見返りとして、米国が日本に対する核の傘を含む拡大抑止を保障するという日米同盟が確立した。米国は日本に対してより積極的な軍事的役割を求めているが、日本は専守防衛の範疇にこだわってきた。盾と矛になぞらえれば、日本が盾の防衛にのみ専念することが日本国憲法の規範であることを、対外的にも説明してきた。

第三に、日本が他国に対し軍事的な脅威とならないための歯止めを憲法が明示していることは、日本がミドルパワーとして平和外交を進めていくための基本的な信頼醸成に貢献する。米国が敵味方をはっきりさせて軍事的圧力を強め、超大国としての強圧的外交を進める時に、軍事力に依存しない日本が外交交渉で仲裁的な役割を果たす余地が生じる。米国と中国の対立が拡大し一方向だけに進むことは、地域の安全保障を不安定にする。この対立を激化させないために中間的立場で外交努力をすること、それが日本の担う役割であるべきだ。さらに、日本独自の外交姿勢の中に、イラン、ミャンマー、北朝鮮などの専制的な体制に対する解決策を見出す余地を残す価値はある。超大国間の対立の間にあるミドルパワーとして、自国の軍備には枠をはめて、攻撃的な戦力を持つことなく、平和外交を進める余地を作ることができる状況は貴重である。日本はそうしたメリットをもっと活用して、主体的な外交戦略を構築すべきだ。

さらに、近年の国際的な変化に伴い、日本を取り巻く環境も変わりつつある。その変化への新たな対応を考えていく必要

もある。米国との二国間の同盟関係を基本にした日本の安全保障戦略を、国連改革を含めた多国間の集団安全保障体制として発展させる可能性を模索する時ではないだろうか。

近年の情勢変化の主なものとして、中国の台頭とロシアのウクライナ侵攻が挙げられ、それが台湾有事への懸念を大きくしている。また北朝鮮の核とミサイル開発の進捗が日本への脅威を増大させている。こうした流れを受けて、日本政府が米国だけでなく、インド太平洋地域の豪州やインドを巻き込んだ日米豪印戦略対話（QUAD）による多国間協力関係を模索することは大切である。特に、米国と中国の緊張関係が高まる中で従来の日米安保条約のみに依存していた日本は、QUADに加えて、EU諸国（NATO）や韓国、カナダなども緊密な連携を模索することが必要だと考える。日本の外交安全保障の方向性として、米国との二国間の協定として機能してきた日米安保の枠組みを多国間の集団安全保障体制に発展させていくことで、中国の覇権主義を牽制していくことが重要だと思う。NATOやEUがその地域における安全保障面で一定の役割を果たしてきたように、このアジア太平洋地域においても、米国と中国、ロシアとの超大国間の対立構造による体制ではなく、QUADやASEAN、韓国、カナダなども含めた国々の連携による集団安全保障体制を構築すべく、日本がミドルパワーとしてリードすべきだと考える。

## おわりに

仮に今後日本で憲法第9条についての改正論議が起こったとしても、それはただ単に米国からの要求に応じ、彼らの同盟国として一緒に戦うことができるようにすべきだという議論の延長線上のものであってはならない。また、そのために個別的自衛権の枠を外して集団的自衛権を容認することになってはならない。米国との二国間の同盟関係においては、盾と矛という現状の役割分担が、ミドルパワーである日本にとっては最善の選択だ。日本は、専守防衛を前提としたミドルパワーとしての役割を変わず担っていくべきだ。しかし、将来的に国連やアジア地域の多国間の集団安全保障体制が実現する可能性が出てくれば、この状況は変化する。日本はこれに積極的に参加して、地域の安全保障政策をリードしていくべきだ。そして、この体制の確立に世界が動く時こそ、憲法改正について踏み込んだ議論が必要とされるであろう。今後、軍事面で日本がどのように参画していくのか、憲法の規範を議論することで国民のコンセンサスを構築していくことにつなげたい。宇宙、サイバー、電磁波などの新たな要素と憲法規定との関係を整理することも、これからの課題である。現段階では、現実の安全保障環境の変化に対して、ミドルパワーとしての日本の主体性と防衛ビジョンをしっかりと構築していくことが求められる。同時に、アジアのみならず米国やEU諸国にも、そうした日本の立場への理解を求めていくことが大切である。

## (参考)

### 日本国憲法前文抄

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

### 日本国憲法第9条

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 日米安全保障条約第5条・第6条

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間

の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

## 中川 正春（なかがわ・まさはる）

立憲民主党・衆議院議員（当選9回）



ジョージタウン大学外交学部卒業。国際交流基金職員、三重県議会議員三期、民主党「次の内閣」文部科学大臣、党幹事長代行、党政策調査会会長代理、党税制調査会会長、党拉致問題対策本部事務総長、党「次の内閣」財務大臣、党外国人労働者問題調査会座長、党外交・安全保障調査会会長、党災害対策調査会会長、党両院議員総会長、文部科学副大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災、「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画）、立憲民主党憲法調査会会長を歴任。現在、衆議院懲罰委員長を務める。